

平成22年12月22日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育委員長		藤	家	恒	善
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員会事務局長		中	島	と	しえ
監査委員		植	松	治	彦

平成22年12月22日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について
- 議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- （委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第78号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第79号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 意見書第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第5号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第52号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定についての審議に入ります。

去る12月8日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成22年12月13日

鹿島市議会

議長 橋 爪 敏 様

文教厚生産業委員会

委員長 福 井 正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成22年12月8日の本会議において付託されました、議案第52号「鹿島市基幹農道管理条例の制定について」は、12月13日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

文教厚生産業委員長の報告をさせていただきます。

去る12月8日、本会議におきまして文教厚生産業委員会に付託されました議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定につきまして、慎重に審議をいたしました。その審議の概要につきまして御報告をいたします。

まず、基幹農道は22橋梁あり、国土交通省、農林水産省サイドで強度が違っていると聞いているのが質問に対し、設計基準があり、国道と農道と区分している。農道は交通量が少ない。区分はAランクの一般とBランクの一般の下があり、今回は交通量的には最下位にランクされる。

質問 開通したときは、国道207号よりも迂回量が多いと予想されるが、災害時の封鎖は条項にあるか。

答弁 封鎖基準については、交通安全上は道路交通法の基準である。

質問 橋梁について、高いところで70から100メートルあるところがある。海岸からの風も考慮しなければならない。早目に封鎖しないと危険性が高いが、どう対応するか。

答弁 警察協議となる。これから広域農道の風速を調べる。

質問 危険度が高いので、早目に通行禁止をすべきである。樹木伐採はどこがするのか。

答弁 今後地元協議予定であるが、地元と考えている。全面開通した場合、交通量がふえる。作業中の事故が考えられるので、交通量を考えながら専門の警備会社、清掃会社

へ依頼する。

質問 橋梁以外でものり面が多く、現在補修中のところがある。当時、パイロット事業でスプリンクラーが設置されている箇所がある。のり面作業はそのことを考えながら注意する必要がある。広域農道は自殺名所が高いと聞いている。立て看板を立てるのか。

答弁 今まで考えていなかった。検討させていただきたい。警察にパトロール強化を依頼し、関係機関と協議したい。

質問 改めて条例をつくるのは、管理規定がないのでつくらざるを得ないと考えるが、市道準拠でいいのか。将来、市道、県道になる場合は条例から外れるのか。

答弁 そのとおりです。

質問 多良岳横断林道はどうなっているか。

答弁 事業は県営、維持管理は鹿島市へ移管されている。横断林道の扱いは林道です。

質問 管理条例は必要なかったのか。

答弁 基幹農道については電柱設置等が出てくるので、管理条例が必要だった。条例がないと占用料が取れない。林道は事例を想定していないので、条例制定していない。

質問 林道もガードレール標識があるが、管理条例がないので、事故があった場合はやらねばなしになる。検討が必要でないか。

答弁 検討する。

質問 林道はのり面を占有しているところがある。農道に条例をつくるなら、林道も必要ではないか。また、制限速度は幾らか。

答弁 決まっていない。法定速度である。

質問 鹿島市、太良町の負担金はそれぞれ幾らか。

答弁 事業費の1割負担で、総事業費が380億円、鹿島市が1,540,000千円で、太良町が2,260,000千円。

質問 8月に市に譲与とのことだが、橋梁の下の部分の利用は考えているか。

答弁 下の部分も市へ譲与される。利用できる場所は県でコンクリートをし、フェンス設置予定。市としては資材置き場の利用を考えている。

質問 地元から農機具の夜露しのぎ利用の要望があるが、トラクターを置くことはできないか。

答弁 話が出たときに検討する。

質問 207号バイパスの接続点、浜町湯ノ峰地区の雨水対策は。

答弁 県とコンサルタントと協議中。14日に地元説明会予定。

質問 湯ノ峰は鹿島方面から右折できるか。

答弁 バイパスから農道進入時、来年3月に信号機設置予定。

質問 選果場付近のバイパス車道が2車線から4車線になったら右折は厳しい。バイパス

からの進入、選果場から出る車両は出入りが厳しい。信号機が短い距離で設置されるが、どう思うか。

答弁 信号機設置箇所は、1. 古場切橋、2. 広域農道、3. 西葉旧道交差点の3カ所を予定。選果場は予定なし。

質問 バイパス利用者、農道利用者いろいろある。平面交差しているところは信号を設置するのか。

答弁 信号機設置はバイパスのみ。平面交差については警察と協議し、一時停止線、看板設置、とまれの標識を予定。

質問 国道、農道の優先権はあるのか。

答弁 太良方面については、広域農道側を一時停止にしている。

質問 鹿島は市道側は一時停止か。

答弁 そのとおり。

質問 全体を見て、長崎県側は現在工事中か。

答弁 諫早は工事終了。

質問 広域農道は、佐賀県側は17.4キロであるが、長崎県側は何キロ。

答弁 21.8キロ。

質問 合わせて40キロは国道207号と距離は変わらない。佐賀17.4キロのうち国道は何キロ。

答弁 距離はわからないが、広域農道は直線が多い。

質問 供用開始の時期、開通式はいつか。

答弁 開通式は来年3月5日10時。一般車両の供用開始は15時に予定。

の審議がありました。

以上の審議を受けまして、討論、そして採決の結果、起立全員で、議案第52号は提案のとおり可決されました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市基幹農道管理条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第53号～議案第54号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についての2議案を一括して審議に入ります。

去る12月8日、本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第53号、議案第54号の2議案について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成22年12月13日

鹿島市議会

議長 橋 爪 敏 様

総務建設環境委員会

委員長 水 頭 喜 弘

総務建設環境委員会審査報告書

平成22年12月8日の本会議において付託されました議案第53号「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について」、議案第54号「鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について」は、12月13日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、別添のとおり附帯決議を可決しましたことを申し添えます。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について

議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について

に関する附帯決議

議案第53号及び議案第54号の上記新規条例制定2議案に関して、執行部におかれては、今後も対象地区内当事者の意見を聞き、尚一層の努力を払われることを強く要望する。

平成22年12月13日

鹿島市議会総務建設環境委員会

鹿島市長 樋口久俊様

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長水頭喜弘君。

○総務建設環境委員長（水頭喜弘君）

おはようございます。総務建設環境委員長の報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定については、12月13日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の出席を求め、条例内容の説明を受け、慎重に審議しました。

それでは、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審議の内容として、準防火地域解除で個人の財産の制限はしてはいかんが、建築基準法が支障となっているため、やむなく制限することはわかる。修理、修景、その他の建築物は解除後はどうなるのか。特にその他の建築物であるが、内容はどうかの質問に対し、準防火地域から外れれば、準防火地域にかかる建築基準法の制限を受けなくなる。その他の建築物は条例第4条第2項に伝統的建造物以外の建築物は準防火地域の基準に適合しなければならないとしており、規制内容は建築基準法と同様であるが、法から条例へ移管することになるとの答弁がありました。

地元では伝建地区に対して、補助の面で地区外の人たちの意思の違いがある。地域コミュニティが崩れないように説明を十分にしてほしい。旧乗田家、下田家、カヤぶき3棟はどうして改修ができたのかの質問に対し、旧乗田家は鹿島市の重要文化財に指定しており、建築基準法から除外されている。そのほかは建築確認申請が不要である小規模な建築行為であったため、既存不適格建物として修理を行ったとの答弁がありました。

新条例に合致しているのかの質問に対し、全部は合致していない。例えば、カヤぶき3棟は屋根と直下の室を防災上有効に遮ることができていないが、今後、新規条例の対象となる工事を行えば適用することとなる。

消火栓のほかに、今後市で整備するものがあるのかの質問に対し、防災計画をどうするかということだが、これまで国や県と協議し、散水設備をつけた。加えて、消火栓、火災報知機などもつけた。今後は防災公園などを防災計画の中で決めていくとの答弁がありました。

以上のような質疑があり、採決の結果、議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定について、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例についての2議案は、全会一

致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、別添のとおり附帯決議を可決しましたことを申し添えます。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の防火上の制限に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 鹿島市伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第78号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第78号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき説明をいたしますので、お手元に御準備をいただくようお願いをいたします。

議案書は1ページとなっております。

議案第78号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の一般会計補正予算（第6号）をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に44,340千円を追加し、補正後の総額を12,597,367千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

4ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業の実施に伴い、今回15,300千円を追加いたすものでございます。

5ページ、6ページは、今回の補正の事項別の集計表でございます。

7ページをお開きください。

それでは、歳入について御説明を申し上げます。

13款2項4目、土木費国庫補助金は、去る11月26日、国の経済対策に関する補正予算が成立をいたしました。それに伴いまして、鹿島市から要望をいたしておりました社会資本整備総合交付金事業の内示がございましたので、今回、新たに29,040千円を増額いたしております。

8ページをお開きください。

20款1項2目の土木債は、先ほど御説明をいたしましたように、社会資本総合整備交付金事業に充てるため、15,300千円を増額いたしております。

9ページをごらんください。

歳出につきましては、8款2項3目の道路新設改良費を48,510千円増額をいたしております。事業内容といたしましては、説明欄に記載をしておりますが、橋梁の長寿命化計画の策定のほか、側溝整備及び舗装補修工事を予定いたしております。

10ページをお開きください。

14款の予備費で減額調整を行っております。

11ページには、今回補正後の市債の見込みに関する調書を掲げておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、別冊の議案説明資料（その2）をごらんください。

1ページから3ページは、今回、補正後の増減の比較表でございます。

4ページには歳入の概要説明、5ページには事業の概要、また、6ページには市債の見込み額を掲載いたしておりますが、内容等につきましては、先ほど御説明をいたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま御説明をいただきましたが、1点だけお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、今回、国の政策の中で、道路関係の事業が新たに出されるわけですが、この中で、事業費としては国庫支出金と地方債がありますが、一般財源もこれに4,170千円ですかね、今回あるわけですね。先ほど御説明がありましたように、予備費からの切り崩しだと思いますが、この事業というのはこれだけで終わらないで、前回は説明ありましたが、きょうも資料をいただいておりますが、今後、あと幾つかの事業が入ってくるということがあるわけですね。

そういう中で、国からの国庫支出金と起債だけでなく、一般財源の組み込みも必要になってくるわけですが、果たして、今後の事業を含めて、一般財源をこのためにどれくらいつぎ込むという予定になっているのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

現在、社会資本整備総合交付金事業を実施のために、国並びに県と協議をしている現状で申し上げます。

道路関係につきましては、現在、市道の整備方針ということで舗装関係を計画的に実施していこうということになっております。それで、現在、協議をいたしております額といいますのは、約5億円ということになっております。

それで、財源の問題ですけれども、国の交付金率が6割でございます。それから、基本的にその補助残につきましては、9割という起債対象になります。それから、その起債に対する、いわゆる財政支援措置、交付税の措置が国のほうで行われますけれども、それにつきましては、率的にははっきりいたしておりません。しかし、いずれにしましても、地方の支援をとということでかなりな財政の支援措置、交付税に対する措置も総務省のほうでは考えておられるということになっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

総事業費は5億円ということですかね。その中で、結局、私がお尋ねしたのは、一般財源がどれくらい必要になってくるかということです。と申しますのは、もちろんこちらからの要請でやるわけでしょうけど、国からの事業ということですから、絶対にやっていくわけですね。例えば、一般財源が不足してもやっていかなくちゃいけない。そういう中で、例えば、

そこにどうしてもつき込まなくてはいけないということで、どれくらいの金額か後で教えてもらいたいと思いますがね。そのことによって他の事業への、金額の大小もあると思いますが、何かこれをするによって、ほかにしようとしていたことに対する影響などが出たかないか、その辺の心配がありましたので、私はお尋ねしますが、それは関係ないということならいいわけですがね。結局、上から来たことですから、どうしてもやらなくちゃいけないわけで、その辺、私の質問わかりますか。

○議長（橋爪 敏君）

まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

先ほど財源の関係について申し上げましたけれども、6割の補助、それにあと4割につきましても、9割の起債措置がございますので、一般財源についてはあとの残が一般財源ということになります。これにつきましては、中長期の財政計画、その中にまず組み込みをしまして、さらに実施計画に計上しながら、全体の財政のことで運用の中で計画的にやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これから中長期の財政計画に組み込むというふうに理解していいわけですかね。もう既に組み込まれているのですかね。まあ、いいです。

私が言いたいのは、今、いろんな要求を出す中で財源がないということで抑えられてくるという可能性がいっぱいあるわけです。そういう現実はあるわけですね。そういう中で、こういうふうに国や県の事業が来ることは、どうしても受け入れていかななくちゃいけないわけですから、財源がないとは言えないわけですからね。どうしてもそちらが優先されるということが、もちろん必要な事業ではありますよ。ということになりますので、今まで計画されてきたようなものが、そのことによって後回しになるようなことがないような、そういう運用をしていただきたいという気持ちがありましたので、私は今の質問をいたしました、市長いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

実は今議論になっております交付金なんですけれども、1つは、国のほうで本年度枠をつくっております、発射台といいますか、こっちが先にこういうものをつくってもらえない

だろうかということ、いわば発信をいたしますので、国がやれと言ってきたのを、わかりましたと言って一般財源を調達して出すという手順にはならないということ、1つ理解をしておいていただきたい。

それからもう1つは、これは非常に高率の助成になりますので、市としては少ない財源を使って、大きな工事ができるということですから、財源が調達できれば、できるだけやりたい。ただ、その財源は、既にある程度ほかでやるということが決まっているものをはがしてやるということではございませんで、それなりに道路、建設等々へ一応予定しているものを有効に使うということですから、ほかをはがして使うということではないということも御理解をいただきたいと思います。

私どもとしては、少額で、つまり効果の高い建設投資ができるわけですから、調整がつく限り、これは応じていきたい。むしろ、こっちからお願いをしている事業だというふうに理解をしていただければありがたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。そういうことで必要な事業でもありますので、ほかの事業に大きな影響がないような形での取り組みをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございせんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。先ほど市長からの総括的な御意見がありましたから、大枠は理解をしたところであります。ただ、今回補正されていることが、私はもう国の経済対策とっておるもの、国が全部僕は負担していただけるものというように理解をしておるんですが、何かそうでもない。通常の補正というような感じを受けるわけです。そういう意味で、今回のいわゆる国からの経済対策と考えた場合、鹿島市にどれぐらいの枠で来ていると考えていいですか。今回の補正だけという考え方でいくんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

いわゆる国の経済対策というのは、今までありました交付金の事業、今回もきめ細かな交付金事業、それから、住民生活に光を注ぐ交付金事業というのが新たに創設をされております。これは全般的な事業に使えるわけですが、今回補正でお願いしている部分につきましては、個別事業として国が新たにつくられた事業でございまして、この中には、今あ

ります社会資本整備総合交付金のほかに、予防接種助成事業、これは12月補正で可決をいただきました子宮頸がんとか、ヒブ、あるいは小児性の肺炎球菌等の補助、こういうものが2種類ございまして、1つは全体的なもの、あとは今回だけ、個別に出てきた交付金というのがございます。今回、道路整備に伴いますもので申し上げますと、先ほど申し上げましたように、29,040千円が補助として入っております。それから、この後の議案で上げてあります下水道の整備も同じ事業ということで7,000千円、総額で36,040千円が道路分と下水道の関係、社会資本整備事業で補助があるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

わかりました。前の部分を私ちょっと忘れていましたから、ちょっとあれでした。そしたら、今回、補正をしたので、結局、国から鹿島市に対して交付金という形で、全体で幾ら来たんですか。前の子宮頸がんのことを含めてですね、予防接種も含めて。済みません、頭に入っていないもんですから。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、社会資本整備交付金は、先ほど申し上げましたように36,040千円で内示を受けております。

それから、予防接種の助成事業は、これはあくまでも見込みでございますが、12月補正予算でお願いいたしましたように、国から来る額が4,991千円と見込んでおります。

それから、きめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金、これはいろいろな計算式ございますが、上限を設けてあります。その上限額で申し上げますが、きめ細かな交付金は56,385千円、それから、住民生活に光を注ぐ交付金は10,060千円という上限が設定をされております。この額についてはあくまでも見込みでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっとその見込みの部分がわからなかったんですけれども、あといつの時点で出てくるんですかね。ですから、国からの交付金として出てくる金額は大体頭に入ったんだけど、要するに、今の時点での補正と残りの分があるのかないかを含めて、見込みと言われるけれども、いつの時点で出てくる、要するに経済対策というのは適時にやっぱりしていかなきゃいけないというのが私の持論なんですけど、そういう意味で、国の政策についての感想をちょ

っと僕は言いたいので、そのことをちょっと教えてください。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

先ほど御説明いたしましたように、総額で107,000千円程度になりますが、きめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金、この交付金については、現在、申請を出すための準備をしている段階でございます、今後、補正という形をお願いをするようになります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

残りの分は3月ぐらいになって、年度を隔ててやっていくような形の処理の仕方になるんだろうと。従来の、昨年もありましたが、そういう意味の経済対策で、どうしてもやっぱりタイムリーなものはいろんな事情で出てこないところがありますので、年度隔ててやるというようなことになるのかなという目標を持っております。

そういうことで、国の経済対策も交付金という形で今回出ております。ついては、今、松尾征子議員からもありましたように、それに伴ううちの一般財源からの負担の問題も出てくるということでの御心配を多分松尾征子さんはされたと思うんですね。うちはその手当てはできますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

先ほど申し上げましたように、現在、検討をしております。時間的に非常に国の予算成立から短くて、ごく最近、事業の内容について出てまいりましたので、現在、事業を精査中ですが、それについては、事業としては、期間が短かったということもございまして、来年度に事業計画をしていたものを前倒しをするというふうな形になる事業が多いかと思いますが、その財源については当然一般財源つけて実施して、この効果、地域活性化という交付金でございますので、効果が出るような形で一般財源をつけて実施をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

国がしっかりした形で交付金という形で出てくると。それに伴う市の一般財源からの負担分についてもしっかり財源確保できていると。ひいてはそれが市内の経済のいろんな面での市民のサービスについての形もきっちりしていると。前倒しどうのこうのという、それは政

策的な配慮だから、それ以上言わないけれども、本来ならば、うちで予定している分、3年間の実施計画の中でしているものを前倒しとかね。本来なら、何か新しい形での理念とか、政策があってもいいような気がするんですけど、市長、その点どういうふうに考えられますか。市長、あるいは独自のことも入れ込んでいいんじゃないかなという気もするんですが、その点どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

実は財源の心配は松尾議員も、今、中西議員も御心配のとおりなんですよ。簡単に言えば、全額国で面倒を見てくれれば何の問題もないわけですが、ある程度のつき合いをせんといかん。したがって、考えないといけないのは、その事業をやるという必要性と、その分こっちでつき合いのための金が調達できるかどうかですね。したがって、判断の第1段階は、市のためになる事業だけれども、ある程度うちで負担せんといかんということを入りながら、やるか、やらないか。今回の事業は、先ほど説明しましたものは、いずれも国のほうからしなさいよという話ではなくて、金がこれだけあるから、やる気があるかというふうに思っただけならば結構だと思います。したがって、やるか、やらないかの選択は、先ほどお話をしましたけれども、市が何もアイデアを出せなくて何もできなければ、やる必要は全くない事業なんですよ、それぞれは。ただ我々は23年度以降やりたいと思っている事業はいっぱいありますから、その中のメニューと、今回示されたいろんな制約の中で合致できる部分を探しながら、かつ、どのくらいの金をそこに投入できるか、そういう制約の中で選択をしたもの、それが今すぐ申請できるものが40,000千円程度ですよ。以後、今時間の限られた中で検討しているのが50,000千円程度ございますから、財源と知恵を用意できれば、23年度以降にやろうとしていたものができるかもしれないということなんです。だから、逆にやることを決めて財源がなかったらどうするという事になって、できなかったらあきらめるしかないということです。

そういう制約の中で、いろいろ考慮しながら、平たい言葉で言えば、どうせやるなら元気出して、今金使ってやったほうがいいじゃないか。これは非常に高率の補助なんです。ということを今検討していると。しかも、まだ残っている分がありますから、早目に結論を出して、多分ここ数日の競争をせんといかんと思いますから、それを出して、ほかの地区からもいっぱい出てくると思います。その中で判断を得た上でシェアを獲得すると。多分担当の職員は、ひょっとしたら冬休みも相当削られる可能性もあるんじゃないか、そういう時間の中で今作業をやっているということは御理解いただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そういう状況の中で、今回補正が出てきたと。具体的にちょっと聞いてまいりますけれども、これは私も一般質問の中で橋梁の耐震の問題とか含めて、橋梁の強度の問題の調査をするということになっていることについて、一般質問でちょっと時間がなかったのも、詳細なことは言わなかったんですが、その工事については、23、24、25年の3カ年間でやるということに何か決めておられたというか、ほかの市町村はもっと早いんですよ。25年度までにすればいいということに何か決まっていたようなんですが、ほかはもっと早目早目に対応されておるんですが、うちの場合、23、24、25年と。今回、補正という形で少し前倒しですということなんですが、課長、もう少し簡単に、どういうことでその事業が起きてきて、そして、年度を決められてしなきゃいかんのか。その後、3年で22、23、24年になるたいね、1年早めてするわけだから。それをして、その後はどういうことをやろうとしているのかですね。もう少し詳しくじゃなくて、簡単にちょっとわかりやすく説明してもらっていいですか。皆さんやはりいろいろな期待をされておるわけですよ。私なんか、例えば、具体的に言うと、浜川にかかっている祐徳神社の新橋の下の橋なんていうのは、非常にコンクリート橋梁なんですけど、あれは一度になっていると思いますから、非常に心配をするわけですね。河川改修に絡んでどうなるのかわからないけれども、多分そういうことの手配している橋をどうするかということだと思うんですね。それで、検査をして、耐えられるか、耐えられないか、何年ぐらいもつのか、これは早期にしなきゃいかんのか、百幾らの橋梁の分類をされると思うんですね。その作業だと思うんですけども、簡単に課長、説明していただいてよろしゅうございますか、市民の皆さんにわかるように。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

橋梁の長寿命化計画策定事業ということになります。これは国交省のほうで、国のほうで19年度から制度を創設されたものであります。先ほど申されましたように、市町村においては19年度から25年度まで実施期間が設けられております。で、その後、26年度以降に長寿命化計画策定、これに基づいて、市町村においては計画的に実施をするのであれば、それに対しても補助をいたしましょうという流れでございます。

鹿島市におきましては、やはりこの件については橋梁の点検、修繕の計画ということになりますと、やはり相当慎重にやらなきゃいかんという考え方がございました。それで、19年度から順次それぞれで、各自治体において対応をなさるであろうと。その結果、先例地の実施の内容、そのものを十分研究、検討をしまして、そして、鹿島市としてはきちんとした計画

に基づいて取り組んでいこうということでございました。それが計画といたしましては、23年度から25年度に3カ年によりまして点検をやり、その点検結果に基づいた修繕計画を立てるということで計画をいたしたものでございます。

今回はそういうことで、国のほうに新規要望いたしておりましたけれども、今回、そのことに関して特別に経済対策に該当するということでございましたので、今回、22年度の補正で着手をするということになるわけでございます。

現在、市道にかかっております橋というのは298橋ございます。それで、今回の事業に乗せるのは、長さ5メートル以上の139の橋につきまして、この事業に乗せたいと考えております。これを3カ年で点検、調査をやり、そのことに関する修繕計画を策定するということになります。

25年度で事業の完了予定をいたしておりますので、26年度以降に財政状況を踏まえながら、補助事業を活用することを前提に中長期にわたる修繕計画に基づき、計画的に補修優先度の高い橋梁から順次、補修あるいは補強、場合によってはかけかえの橋梁工事が出てくる、そういったことに取り組むということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今回の事業がどういう趣旨があるのかわからないけれども、やはり橋梁というのは市民の交通の一番かなめですよ。1つ橋が落ちちるということは、その間、不通になるというようなことで、非常にそういう意味で力を入れてもらっているんじゃないかなと思います。

また、今回、僕はやっぱり増注といいますかね、いわゆる注文をつくる。例えば、建設業から見れば、やはりそういう形で仕事をつくっていただくというのはおかしいけれども、仕事をつくることもやっぱり大きな意味合いがあると思うんですね。今回の事業は非常に市内にとっても、私たちも、おい、この橋は大丈夫かいなというような形もありますので、そういう意味で計画的にやられるということについては非常によろしかったんじゃないかなと思っています。

ただ、19年からのやつが、市は23年からというようなことで計画されていたということですが、実際、3カ年の総事業費といいますかね、それは大体どれくらいになるものですか。そして、その負担というのは、鹿島市単独でとりあえず調査の部分は負担しなきゃいかんのか、その点、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

総事業費の予定額につきましては、3カ年で33,000千円ということで予定をいたしております。

また、その負担につきましては、これは基本的に6割の補助であります。それで、今回の経済対策につきましては、あとの残の4割につきましては全部起債、100%起債、なおかつその部分につきまして100%の交付税の措置があるという今回の内容となっております。

あと基本的な考え方としては、申しましたように、6割の補助は変わりません。あとの4割につきましては、9割が起債の対象になって、それに対する交付税措置率については、はっきり今いたしておりませんが、できるだけ手厚くするというところでなっておりますので、その点については注視をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

最後にします。とりあえず道路、橋梁、特に橋梁というのは、構造物としては非常に重要な位置を示します。交通の困難なところを含めて、あと危機管理という問題も恐らくそういう考え方もあるんじゃないかと思うんですよね。国内のやっぱりいろんな事情がありますからね。そういう意味ではそうかなという感じを思っております。とにかく今回新しい仕事が、仕事がふえるというのはおかしいですが、やはり市民の生活の安全・安心のためにそういう取り組みを積極的にしていただいているということについては感謝申し上げたいというふうに思います。この事業が本当にうまく将来においてもつないでいけるような形で御尽力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

簡単に、2点ほどになると思いますが、お尋ねいたします。

まず、今の説明資料の1ページで申し上げますと、新たに一般会計に44,340千円追加をして、今回の追加補正の事業の説明を今いただきました。で、説明のとおり、事実上は当市の市債を起こしても、国からの算入率はまだ確かではないけれども、総務省の見解としては、かなりの通常の算入率を超えることが期待をされるということで、今回の補正で見ますと、一般財源の負担額が417千円ということでございますので、総事業費のうち、自前の現金を準備するのはもう1割を満たないということで、いわば激甚災害指定をされたときの激特事業の事業補助まではいかないにしても、いわゆる一般の公共事業からすれば、スーパー補助

率の事業でございますので、できるだけこういうものは市内の経済を浮揚させるという観点からも、積年の懸案となっている土木事業をこの際できるだけ多く盛り込んだほうが良いという考えに立つのが当然だろうと思います。

そういった観点からお尋ねをいたしますが、44,000千円程度の補正にとどまったという理由ですね。できればもっとこの倍でも、3倍でも採択がされるようであれば、この際、後年度の事業等を考えれば、やったほうが良いと思います。そういった観点から、この事業が採択基準等もあったのかもわかりませんが、上限枠があったのかもしれませんが、何ゆえ44,000千円程度の事業で当市の場合にとどまっているのか。そこら辺の背景等について御説明をしていただいたほうが良いと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

ただいまの御質問の前に、1つ訂正をさせていただきます。

社会資本整備事業で対象になる橋梁の長寿命化計画策定事業というのは、先ほど申しましたように、組み立て方としてはまず点検をやる。その点検結果に基づいて修繕計画を策定するということでありまして、実は起債の対象には、当初の点検の部分につきましては対象にならないと。修繕の計画策定以降の、それから、事業の実施に対してなるということでございますので、その点については訂正をさせていただきます。

先ほどの谷口議員の御質問ですけれども、この社会資本整備総合交付金事業につきましては、国、県に対しまして、23、24、25年の3カ年の事業実施ということで協議をいたしております。それこそ財政の運営上、3カ年に期間を分けて実施をするということが基本的な計画でございますので、何ゆえ初年にこれだけの額かということは、23、24、25年の中でそういうふうに計画をしておる中で、あと枠につきましては県のほうからこういった額でということ枠の設定がまたなされたということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

今の担当課長の御説明は、市長の説明と若干ニュアンスが違うんですけど、県の視察の中で受け身の姿勢のような感じがしますが、そういうふうなことではなくて、これだけのものを上げたけれども、枠があって、あるいはこういう適用条件があって、当年度はこれだけにとどまったという説明をされたほうが、順序としては先ほどの市長の説明にそぐうお答えになるのではないかと、このように思います。

その点のお答えと、もう1つは、当年度は44,000千円程度で補正はとどめると。年度末にもなっておりますので、わからないではございませんが、繰越明許という方法もいろいろ巧

みに使えばあるわけですし、当年度の予算の予備費で賄える程度で言えば、こういう話になりますけど、基金の積み立ても二十数億円、公共事業に使えるお金ばかりじゃございませんけれども、1割で済むようであれば、荒っぽい話になりますけど、この際、基金を1億円切り崩して、前年度決算も切り崩す予定の基金は全部基金に戻したでしょう。そういうふうな決算的な余裕も前年度もあっているわけで、この際、1億円切り崩せば10億円の仕事ができるという考え方も成り立つわけですし、そういった点での説明と、それから、3カ年の総事業費をどの程度見られておるのかですね。そのうちの今回44,000千円というふうになっておると思うんですけど、その総枠をどの程度予定をされているか。そこら辺の御説明もあわせてお願いをいたします。納得いけば、次の質問に入ります。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず、この社会資本整備総合交付金事業につきましては、幾つかの事業の中での制約というか、条件があります。その条件として、まず大きな事業、基幹産業事業というのがございます。それと、それに関連するような効果促進事業とか、いろいろありまして、この基幹事業というのが、我々も町、市、そういうところではなかなか起こしにくいということで県にお願いをいたしまして、土木事務所単位、武雄土木事務所、鹿島土木事務所の2つの土木事務所を合わせて、このような事業を起こしているところです。その基幹事業というのが、温泉と云々というふうな観光を基幹とした産業、それに基づく道路改良事業とか、そういうふうなものが事業の中身、該当するものがそういうふうなものであります。

そういうことで、それと、事業としては、23、24、25年の3カ年ということになりますので、いろんな事業ありますけれども、例えば、用地とか、そういうふうなものが絡んできますと、なかなかその時間内で、期間内でクリアするのは難しいということがありますので、その辺を考慮して、23、24、25年の中で、我々としては22年度については48,400千円ということになってはいますが、これは実はもう1つの事業を入れておりましたけれども、県の枠の中で来年度に回してくれということでしたので、若干修正をして、県から視察があったところです。それで、23、24、25年、今年度まで入れてトータルとして、道路整備、それから、橋梁点検、それから、駅前等を含めて550,000千円程度を予定いたしております。

それで、これが25年度までですので、また、26年度以降については別途事業をまた起こして、またお願いをするというふうな形になるだろうというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

わかりました。そういうふうな積極姿勢で攻めの要求をされてきたという経過が今説明されましたので、それですといたしたいというふうに思います。

それでは、少し事業の具体的な点で、9ページでお尋ねをいたしますが、工事請負費の38,200千円の件でございますが、説明では2市道路線を整備するというようなことになっておりますが、路線名で説明されても一般にはわからないわけですね。そういったことでございますので、始点がどこで、終点がどこ、距離がどの程度の部分について整備をいつぐらいまでかけて行う予定であるというような説明をされないと、一般にはちょっと理解がしにくい。役所の担当課は路線名を言ってもわかるかもわかりませんが、役所の中でも、ひょっとすれば、どこのことじゃろうかというのと、部署の違う課長さんたちはそういうふうな理解しとんさっかもわからんですよ。ということですので、そこら辺は、特にきょうはその図面をつけてあるわけでもございませんので、そうした口頭説明を加えていただかなければ、実質審議はやりにくいという点もございますので、その説明を改めてお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

それでは、まず路線名ですけれども、2路線ありますけれども、まず、逆川線というのは、県道奥山～鹿島線、元の山口病院のところですかね、新町の、そこから佐賀西信用組合のちょっと先まで約150メートルを予定いたしております。それともう1つが、横田の東亜工機さんのところの207号接地点から休日急患センターまでの区間、これを中川～中谷線と言いますけれども、440メートル、そこ2カ所を今年度は予定をして、大体これも1月に発注、1月末ぐらいになるだろうと思いますので、当然、繰り越しということで考えておまして、6月、7月ぐらいまで期間としてはかかるのではないかなというふうに予定をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

わかりました。それでは、最後の御質問といたしますが、役所の市道管理上必要としておる改良整備予定路線もありましょう。それから、地元から改良要望が出ている路線もありましょう。たくさんあると思います。そのたくさんある市道の要改良路線の中で、この2路線が選択をされた背景。うちはいっちゃん、あっちゃんにきばっかりしてもろうて、うちにきはいっちゃんしてくんしゃれんという話に答えていただきたいという点で、その2路線をそうした数ある要改良、あるいは修繕という部分もあるかもわかりませんが、そのうち、この2路線を選定された背景等について御説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

今回、この2路線を事業に着手するということですが、まず、この社会資本整備総合交付金事業の、先ほど申しましたようにさまざまな制限がございますので、その制限に合致する区域があります。その中で整備が必要であるというふうなことで候補地として上げているものの中から、事業規模、それから、工期等を含めて、今回この2路線を事業に着手すると。まず、全体的な鹿島市内全部がこの事業に該当するということではございませんので、そういうことで該当する事業、路線を今回上げたということでもあります。

それで、ほかのところはどうするのかということに当然なってくると思いますけれども、それについては23年度以降、これまで単独事業ということで道路整備いたしてまいりましたが、そのようなものを単独事業の中でこの事業に該当しないものについては、そういうもので我々としてはやっていきたいと、整備を図っていきたいと、このように思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにご覧ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第79号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第79号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第79号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の内容は、国の経済対策に伴う建設事業費の増額でございます。

工事の内容につきましては、中牟田第1雨水準幹線の工事でございます。

施工場所は、市道新町～世間線沿い。市道新町～世間線と申しますのは、矢野酒店の前の三つ角からリンガーハット横を通りまして、犬王袋踏切のほうへ行く市道でございます。それ沿いの水路のリンガーハット横の水路でございます。上流側がリンガーハット横の織田病院の横からの水路との合流点で、下流側が下のほうの元の荒木綱屋さんの横あたりでございます。

工事の内容について御説明を申し上げます。

工事の内容は、全長が97メートルでございます。今回の工事では、市道沿いの上下流が約65メートルの開水路がございますけれども、これをボックスカルバート工の1,300掛け800に施工をいたします。国道横断部32メートル間につきましては、底盤の修正を予定いたしております。

今回の工事によりまして、平成21年度より施工いたしてまいりました中牟田第1雨水準幹線の工事は平成23年度の梅雨前の完了を予定しており、一休庵付近の雨水排水に寄与するものと思っております。

それでは、補正予算書に基づきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,100千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ976,867千円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページに掲載をいたしております「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の変更は、4ページに掲示をいたしております「第2表 地方債補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

最初に、歳出より説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

1款2項1目、建設事業費は、14,180千円の増額でございます。増額の内訳は賃金を121

千円、需用費が59千円、委託料といたしまして、事前調査委託費を500千円、工事請負費といたしまして13,500千円の増額を予定いたしております。

財源のほうを説明申し上げます。

7ページのほうをごらんください。

7ページの3款1項1目、公共下水道費国庫補助金7,000千円。

それから、8ページをごらんください。

8ページの7款1項1目、公共下水道事業債7,100千円。

それから、10ページをお願いいたします。

10ページの3款1項1目、予備費より80千円を充当いたすものでございます。

11ページは、補正後の公営企業債の残高見込み額でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質疑をいたします。

今回の雨水幹線の問題については、懸念されたところで鹿島の中でも一番低いところの排水といいますか、雨水対策というようなことで今回仕事自体は理解をいたしております。

ただ、ちょっと細かなことなただけ、今、207号線の下を通るときに、低地を下げていることなんです、工法としては開削なんです、推進ですか。何かボックスを埋めるということなんですけれども、その点だけちょっと確認をしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

国道の横断部の施工方法ということでございますけれども、今現在、ここにはボックスカルバート工の1,450掛ける700のボックスカルバートが入っております。今現在、水の流れが荒木綱屋跡のほうからリンガーハットのほうへ流れておりますけれども、今回の施工に伴いまして、この水の流れをリンガーハットのほうから荒木綱屋跡のほうへ逆にする必要がありますので、今回の施工の中では、このボックスの底盤の修正を、逆に勾配をとるような形で底盤修正することを予定いたしておりますので、開削とかいうことじゃなくて、中のほうで底盤を修正するというのでございます。底盤の修正をして、勾配を逆につけるということを予定いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

交通の激しい中でどうするのかなという疑問がありましたから質問しました。ついては、公共下水道という鹿島市の場合は雨水と汚水と2系列でやるということですよ。今回の分みたいに、いわゆる雨水関係を準幹線をきれいにしていく。行き着くところは鹿島市の場合は低地ですよ。ゼロメートル地帯というのはおかしいけれども、低地ですよ。そういうことで強制的に雨水を何かあったときに、大雨が降ったときなんかには、強制的に堤防の外に出すというような仕掛けを鹿島市はもう幾度となくかなりの金額をつぎ込んで整理していますよね。

そういう意味で、今回は準幹線のほうなんだけれども、いわゆる行き着く先の今の、あれは何というんですかね、水を強制的に——排水機場、その排水機場の今何かあったときにまだ足らんと。これで鹿島市はすべて終わっているとか、これで今のような施設で十分だとか、いろいろ判断があると思うんですけれども、その点についてはどうですか。国もあるでしょうけど、鹿島市でつくった分についての排水対策として十分かどうかということですが。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

雨水ポンプ場の計画としてどうなのかということでございます。確かに私どものほうで公共下水道、もしくは都市下水路でつくってきたポンプ場がございまして、中にはすべて完了しているものもございまして、まだ、認可上はあと1台残っているような状況もございまして。ただし、今の状況で見ますと、ある程度の浸水は地区のほうでは解消されてきた状況でもございますから、今のままで何とかいくのかなということは思っております。

ただ、1つに、中川の河川改修とか、中木庭ダムの関係で、上流からの流れ込みが少なくなったというようなことも影響しているような状況でございまして、今のところ、今のポンプではというか、今の状況では大丈夫かなということを思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

これは先輩の霜村節次議員あたりが鹿島市の大雨のときのいろんなことで書かれておられます。いわゆる矢野市長のときには、恐らくそれが大きな目玉事業——目玉事業というのはおかしいけれども、緊急に対策をしなきゃいかん事業だったのかなというふうに思っておりますし、かなり鹿島市においても多大な事業費をつぎ込んで対策をしたということですね。現在、その排水ポンプ場の管理というものが、小さいのから、大きいのからいろいろあると

思うんですが、今、管理状況は十分ですか。ことしは大きい雨がなかったので、稼働したのも少ないと思いますが、今、その管理状況というのはどのようになっておりますか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

雨水ポンプ場の管理状況の件でございますけれども、これにつきましては、今現在、私どものほうでは日常の点検と、それから、ポンプ排水の点検業務については市内の業者の方に委託をお願いいたしておりますし、月2回の点検をしてもらっております。それから、雨期前に入りますと、エンジン関係がございます、ポンプもございますので、必ず雨期前には専門の方に1回診断をしてもらっているような状況でございます、今のところポンプ場に支障があるというようなことは聞いておりません。今は正常でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

だから、雨水ポンプ場の大きな施設と、そうでないのがあるでしょう。何かすぐできる、地元でしなきゃいかんとか。そういうことをちょっと聞いております。ポンプ場は今確かだということを聞いておりますが、その管理上、恐らく種類があるでしょう。大きい、小さいのあるわけですから、その委託先というのはおかしいけれども、さっき市内の2業者と言われたけれども、それは多分大きな施設だと思うんですね。雨水ポンプ場だと思うんですけど、それ以外にも手軽じゃないけど、そういうのがあるでしょう。それはどのような形になっていますかね。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

今、うちのほうの都市下水のポンプ場でございますけれども、今稼働している分が一応6カ所ございます。このうちの5カ所につきましては、市内の電器店の方へお願いをいたしておりますけれども、南船津ポンプ場につきましては、これは地元の方へ一応日常の点検とか、運転のほうはお願いしている状況でございます、これにつきましては、月々の点検をもらって、日報等を出してもらって、おかしいような場所があれば、すぐ私どものほうへ連絡をしていただき、修繕とかの整備の対応をしている状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

鹿島市にとっては、やはり土地が低いということもあるし、大雨のときには浸水という状況が常日ごろ繰り返されてきたわけですね。ところが、そういう先人の見通しの中で、今回、今の我々は比較的そういう昔みtainな憂き目に遭わんで何とか生活できているというのはあると思いますね。今回、準幹線をきれいにする。それでほぼ、まだ何カ所かあるかと思えますけど、問題は危機管理、いわゆる大雨とかなんかあったときにどうするかということなんですね。そのときに、いわゆるポンプ場の管理というのは非常に大事だろうと思うんですよ。そういう中で、市内の業者に委託されているということなんですけど、どういう作業なのかわからないですが、委託管理の契約なり、何かあると思うんですけど、そういう内容はどのようなことで今管理されていますか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

保守点検につきましては、年間で一応委託料と、あとは委託契約を結びまして、業務をしてもらっている状況で、あと大雨時につきましては、ポンプの運転もしてもらおう。これにつきましては、また別途賃金という形でお支払いをしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

やはり安全・安心の、私たちは、そういうポンプ場あるいは準幹線をつくって、このように排水対策していますよということは普通は目に見えないんですね。そのありがたさというのがわかっていない。私たちも何かがあったときにしか、その必要性とか、重要性がわからないという気がしております。そういう意味で、維持管理するのが、例えば、ポンプ場の中で最近大きな、例えば、準幹線と同様、何か仕事しなきゃいかんというようなことがありましたか。要するにポンプ場の中で、例えば、電気系統なり、排水の機器の中で、例えば、修理をするとか、修繕をするとか、あるいはもう少し高度なものにしていくとか、そういう作業をしたことがありますか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今の質問は、雨水ポンプ場に関してということによろしいでしょうか。雨水ポンプ場につ

きましては、例えば、空気圧縮弁の故障とか、そういうふうなものはやはり我々が日常点検している中で出てくるので、修繕はいたしておりますけれども、大きなものというのは今のところ出てきていないとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

我々が忘れがちなのは、やっぱり危機管理のときに機器をどういうふうにして常日ごろから管理をしているかということだと思うんですね。先ほどの設備の問題もあったと思うんですね。あるいは電気工事なんか、例えば、ポンプ場の中の電気工事なんかについても、修理とか、修繕とか、いろいろ仕事があると思うんですね。そういう仕事の場合に、例えば、そこを管理している方、市内の業者がおられるということなんですが、そういう方との連絡、変更したら変更したときの密接な連絡が行われているかということなんです。委託先について、やはり情報をしっかり開示してやらないと、どこがどうなっていたか、途中で変わっていたよというのではなかなか管理する側も大変だろうと。委託だからいいよということではないだろうというふうに思うんですね。だから、市内の2業者にそのように管理させているのであれば、やはり何かの変更があったときには、それなりのことの情報は開示してやらないと、私は十分な、例えば、いざというとき、自分の企業としては企業のことはそっちのけで、まずポンプ場に駆けつけなきゃいかんというのが義務としてあるわけですよ。それぐらいの、何というのかな、普通で言えば正義感、我が家のことは捨てても、とにかく市民のためのポンプ場を預かっている以上は、そこに駆けつけなきゃいかん。そういう使命感みたいなものが多分あると思うんですよ。だから、その使命感をそぐような行為を、僕は役所としてははいけないだろうと。そのためには情報開示をして、常日ごろからきちっとしたことをしてもらわないと、なかなか受ける側も受けられない。要するに、高いか、安いという問題じゃない。やっぱり市内の業者は市内の一市民でございますから、それだけの気高いものが仕事の上で僕はあると思うんです。その気高い仕事を無にするようなことは、役所としてはそれはできないでしょうというふうに僕は思うわけです。

改めて情報開示を含めて、業者間でどのような形で対応されているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中西議員の質問にお答えを申し上げます。

私のほうが今現在委託をお願いしている業者の方につきましては、やはり台風とか、大雨

時、夜間等でも、やはり雨が降った場合には出てきてもらって、大変対応してもらっていますので、本当にありがたく思っているところでございます。

先ほどありましたように、私どものほうでも今後そのポンプ場の状況なりに変化があった場合につきましては、管理をお願いしている方と十分な連絡をとりながら、ポンプ場の運転管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

今回の排水の雨水の準幹線のことを基点として、今置かれている鹿島市の排水対策についてちょっと問題点がありましたから、御指摘を申し上げましたけれども、新しいものはつくる必要は今のところない。もうこれから維持管理、あるいは何かあったときのマニュアル化されたものについて、どう危機を乗り越えていくかという作業が大事だろうと思うんですよ。まだまだハード整備もあるかもしれんけれども、将来においてはソフトについての考え方をしっかりしておくということが大事だと思うんですよ。ダムもできましたしね。当面、いろいろな形では、災害というものによって防げるかもしれんけれども、いわゆるそういう意味で、先人がしてくれた、そういう事業でございますから、やはり次の世代はそれをきっちり受け継いでいくという方針が大事だろうと思っています。市長、一言あれば。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

正直言いますと、具体的な事案がイメージできないものですから、なかなか答えが難しいんですが、推測しますところ、何かそれなりに心配される事態があったのではないかと考えておりますけれども、その事態が何であったかということを知るといのは、この場では適当じゃないと思います。

私が気になっていますのは、危機管理というのは、予定していないから危機管理なので、これには備えを常にとということしかないと思います。この心構えで臨むということだと思います。

それからもう1つは、自分たちでできない部分、あるいはやらないほうが適当な専門的知識が要するというような部分については、委託なりをするというのは当然あり得るわけでございまして、本件についても委託をいたしておりますけれども、その場合は契約条項がどうなっているか、いなくにかかわらず、通常の場合は善良管理義務、つまり善管注意義務と言われるものが当然あるわけでございますから、そこはそれなりにお互いの契約上の立場から

あつてしかるべきだと思っております。

もし、何か私どもの行為、あるいは委託を受けておられる方について問題があったら、こういう場所では言いにくいことがあれば、おっしゃっていただければ、それなりの対応はいたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よつて、議案第79号は提案のとおり可決されました。

お諮りします。意見書第4号、意見書第5号の2件は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よつて、意見書第4号、意見書第5号の2件は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 意見書第4号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第5．意見書第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。3番議員松本末治君。

○3番（松本末治君）

意見書第4号

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への
慎重な対応を求める意見書（案）

我が国の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少や価格の低迷など非常に厳しい状況にある。

こうした中、政府は11月9日、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）について、「関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定されたところである。

しかし、この環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）は、予め特定分野の自由化を除外しての交渉参加は認められない可能性が高く、参加後も10年後にはほぼ全ての分野での関税撤廃が原則とされており、米などの重要品目については例外扱いし、国内産業に悪影響を与えないよう最大限配慮されてきたこれまでの経済連携協定（ＥＰＡ）とは比較にならないほど厳しい内容のものである。

仮に、この交渉に拙速に参加した場合、我が国農業への影響は計り知れず、国内農業が壊滅的な打撃を受ける強い懸念があるとともに、食料自給率を上げるという政府の方針や食料の安全・安心な安定供給といったことに逆行して、食料の安全保障を脅かす重大な問題であり、国家の根幹に関わるものである。

また、農業は、地域経済との結びつきも強く、農業生産の縮小ともなれば、地域経済を一層冷え込ませるなど、地方のさらなる疲弊につながるものである。

さらに、農業・農村は「食」を支えているだけでなく、国土の保全や水源の涵養といった多面的機能も持っており、こうした機能が損なわれれば、一般の市民生活にも多大な影響を及ぼすこととなる。

今回の政府の対応は、農業関係者を始め、食品産業、消費者等の幅広い国民的議論もなく、唐突に検討表明が出された印象は否めない。

よって、政府の環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加検討にあたっては、我が国農林水産業への十分な配慮のうえで、下記のとおり慎重に検討されるよう強く要望する。

記

- 1 関税の撤廃が原則となっている環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加については、国内農林水産業への壊滅的な影響を与えるのみならず、我が国の食料事情を危うくし、食料安全保障の観点からも、国民の生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、拙速な参加表明を行わないこと。
- 2 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加については、全産業の分野にわたって、そのメリット・デメリットについて、国会等で慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行うこと。
- 3 今後の国際貿易交渉に当たっては、『「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指す』というこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の将来

にわたる確立と振興などを損なわないように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
衆議院議長 横 路 孝 弘 様
参議院議長 西 岡 武 夫 様
外務大臣 前 原 誠 司 様
農林水産大臣 鹿 野 道 彦 様
経済産業大臣 大 畠 章 宏 様
内閣官房長官 仙 谷 由 人 様
国家戦略担当大臣 玄 葉 光 一 郎 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成22年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	松 尾 勝 利
〃	〃	松 本 末 治
〃	〃	森 田 和 章
〃	〃	福 井 正
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	橋 川 宏 彰
〃	〃	中 西 裕 司
〃	〃	小 池 幸 照
〃	〃	中 村 雄 一 郎

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加問題については、私は日本の、さらに鹿島の農林水産漁業を初め、経済を守るという立場に立てば、断固反対の態度をとる

べきだと思っております。ただいま提案されておりますのは、慎重な対応を求めるということ
とで出されております。一部問題もあると思っておりますが、私は今回のこの提案には賛成の態度
をとりたいと思っております。

以下、TPP参加に関して、私の意見を申し述べて討論にします。

秋の臨時国会において、菅総理はTPPへの参加を表明しました。民主党政府は11月9日
に閣議決定した包括的経済提携に関する基本方針で、TPP交渉への参加に向けた取り組み
を開始することを決めました。そして、遅くとも2011年10月までに参加の結論を出そうとし
ています。

TPPは、シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの4カ国が結んだ経済連携
協定で、2006年に発効したのですが、例外品目なしの100%の貿易自由化を目指し、物や
サービスのほか、政府調達など非常に幅広い分野を対象にした協定だと聞いております。こ
の協定を太平洋地域に広げるための交渉が、ベトナム、マレーシア、アメリカ、オーストラ
リア、ペルーによって行われているということです。

政府が閣議決定した包括的経済連携に関する基本方針は、アジア太平洋自由貿易圏経済連
携協定の推進を強い経済を実現するための戦略として位置づけられていますが、最大の特徴
は、すべての品目を自由交渉対象とし、交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指すとされ
ているようです。そこでは完全自由化に近いとされているTPPの参加が前提とされている
ということのようです。

基本方針が閣議決定されると、いち早くJA、全中など農林漁業団体を初め、北海道など
での経済界、消費者団体を含む地域ぐるみの反対運動が展開された様子が報道されました。
全国いろんなところで、また、各政党においても、推進論と慎重論の対立が起きたと思いま
す。閣議決定はこのような議論を前提に国内対策をとった上で参加を決めるということにし
たと思えます。

このような流れの中で、中央のマスメディアは、TPP問題で多くの国民や産業界が推進
を支持して、農林漁業団体や地方が反対しているような報道により、開国か、鎖国かなどの
報道として国民の世論を分断させるようなキャンペーンを繰り広げていきました。日本が
TPPに不参加なら、経済発展に欠かせない枠組みから締め出されてしまうなどの報道も流
されました。異常としか言いようのない報道のあり方でした。

早期の参加表明を迫る財界、大企業は、国内での生産をふやし、輸出するというだけがね
らいではないと聞いています。TPPによって、競争政策や労働分野などの規制が弱まれば、
安い労賃、原材料を求めて、企業の移転、関連会社の設立などもしやすくなると言います。
多国籍化している輸出大企業は、既に生産拠点をアジアに移しているところもあるそうです。
輸出大企業の利益はふえても、国内産業の空洞化、雇用の創出がこのような面からも起きる
ことも考えられます。輸出大企業とアメリカの利益だけが図られ、国民の暮らしがよくなる

保証はほとんどないと言われていました。

TPPの参加によって、農林水産物に対する輸入関税の撤廃が求められることになるわけですが、農林水産省が行った農業への影響は、農業生産額全体で、米など主要19品目で4兆1,000億円程度の減少になり、農業食料の自給率では、カロリーベースで40%から14%に低下する試算です。水産物への影響を加えると13%に低下するということです。主なものでは、米が1兆9,700億円、約90%、小麦が800億円、99%、サトウキビ、テンサイなど甘味資源作物1,500億円、100%、牛乳乳製品4,500億円、そのうちバターなどの乳製品は100%、飲用乳が20%、肉牛4,500億円、約75%の生産が減少するということです。

そして、このことは、ただ単に農業生産が減るというだけではなく、私たち消費者にとっては国民の食料の確保と安全が保障されるかということなどが心配です。

また、農業生産にここまで大きな影響が出るということは、食料生産というだけでなく、農林漁業が果たしている国土環境の維持、水源の涵養などの多面的な機能も崩壊の道をたどることになり、地方も国土も荒れてしまうのではないのでしょうか。既に今までも国の政治は大企業優先、食料などは輸入依存政策により、農林漁業は落ち込むばかりです。食料自給率の低下はもちろんです。後継者不足の問題や高齢化、荒廃園を生み出す過疎化を進め、まさに地域社会が崩壊状況になり、全国に大きな問題となっています。

このような状況の中で、TPPに参加するということは、ますます今日の状況を押し進めることになるものではないのでしょうか。今、日本がしなくてはいけないことは、TPPへ参加することではなく、目先の利益追求を農業貿易に適用して、貿易拡大一辺倒の枠組みをつくってきたWTO農業協定の見直しであると思います。これまでの自由化推進の結果を国民経済や暮らしの立場から検証し、不公正の是正を目指すことだと思います。

今回、佐賀県農業協同組合からTPP交渉参加反対に関する緊急要請が出されております。我々は工業製品の輸出拡大や資源の安全保障を否定するものではありません。しかし、この国が貿易立国として展開してきた結果、我が国は世界で最も開かれた農産物純輸入国になり、食糧自給率は著しく低下しましたということで、中略をしますが、また、食品加工業や輸送業など関連産業も事業継続が危ぶまれ、地方の雇用が失われ、地方経済は衰退することになります。EPAは交渉参加団体の総合発展と繁栄を本来の目的とすべきであり、我が国がTPP交渉に参加しても、この目的は達成できません。というようなことで、農業協同組合からも出されておるわけですが、まさに私たちはこのような皆さん方の要請のとおり、参加には反対する決議が望まれるものだと思っています。提案をされたとき、審議のとき、私はこのことについて慎重審議でなく、断固反対するということが必要だと意見を述べましたが、ごらんのように、慎重対応ということで一致をしました。鹿島市の農林漁業及び経済を守り、発展させるためには、何としてもこのTPP参加を思いとどめなければならないわけですが、そのためにも、今後私たちがそのための運動を大きくすることが大事だと思いますし、私も

そのために全力を出して取り組んでいくことを決意を述べまして、討論にしたいと思います。
以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第4号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第4号は提案のとおり可決されました。

日程第6 意見書第5号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 意見書第5号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。7番議員徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

意見書第5号

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）

政府は平成22年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、22年度予算では「暫定措置」として地方負担約6,100億円が盛り込まれた。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を23年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示している。

子育て支援は地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。こうした内容について地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続されることに強く反対する。

よって、政府においては、全額国庫負担を原則とする制度設計を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 横路孝弘 様
参議院議長 西岡武夫 様
内閣総理大臣 菅直人 様
総務大臣 片山善博 様
財務大臣 野田佳彦 様
国家戦略担当大臣 玄葉光一郎 様
内閣官房長官 仙谷由人 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成22年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
〃	〃	松尾勝利
〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	馬場勉
〃	〃	森田和章
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	水頭喜弘
〃	〃	橋川宏彰
〃	〃	中西裕司
〃	〃	谷口良隆
〃	〃	小池幸照
〃	〃	松尾征子
〃	〃	中村雄一郎

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時7分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋爪 敏

会議録署名議員 11番 中西 裕 司

同 上 12番 谷 口 良 隆

同 上 13番 小 池 幸 照